

独立行政法人  
国立がん研究センター  
平成23年度業務実績の評価結果

平成24年8月29日

厚生労働省独立行政法人評価委員会

## 1. 平成23年度業務実績について

### (1) 評価の視点

独立行政法人国立がん研究センター（以下「センター」という。）は、国立がんセンターが移行して、平成22年4月1日に発足したものである。センターは、がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこうした業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、がんその他の悪性新生物に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

平成23年度のセンターの業務実績の評価は、平成22年4月に厚生労働大臣が定めた中期目標（平成22年度～26年度）の2年目の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日同委員会。以下「政・独委の評価の視点」という。）やいわゆる二次意見等も踏まえ、評価を実施した。

### (2) 平成23年度業務実績全般の評価

センターが果たすべき使命を達成するため、がん克服に資する研究成果を継続的に生み出し、がんの原因及び本態解明を一層進めるとともに、日本人のエビデンスの収集を行い、予防法、革新的がん医療及び標準医療を開発するための研究に取り組むこと、及び良質で安心な医療を提供し、人材育成及び情報発信を担い、我が国のあるべきがん医療の政策を提言していくことが求められている。

理事長のリーダーシップの下、昨年度に引き続き職員の意識改革とともに組織運営体制の見直し、現場の裁量・権限の拡大等を通じた業務運営の効率化、国民に対するサービスの質の向上、財務内容の改善を図るための積極的な取組みが行われ、経常収支率について、継続して100%以上を維持していることは評価する。今後とも、中期目標の期間全体において目標を達成できるよう努められたい。

研究・開発について、厚生労働省の早期・探索的臨床試験拠点整備事業に全国5拠点の1つとして採択され、Phase I チーム、TR 支援部門、医師主導治験などのセントラル機能を担う支援部門を構築し、人材及び設備などの整備を進めるとともに、研究採血によるゲノム研究を含む研究協力について、リサーチ・コンシェルジェの丁寧な説明に基づき患者の理解を求め、臨床試料と臨床情報を併せたセンター内のバンク整備を進めるとともに、6つのナショナルセンターバイオバンク運営協議会を先導し、オールジャパンのバイオバンクネットワークの構築を進めたことは評価する。

また、肺腺がんの治療標的となりうる複数の新規融合遺伝子の同定、急性骨髄性白血病のがん幹細胞の自己複製を制御する新たながん幹細胞制御因子 SCIF を同定するとと

もに、がん幹細胞に発現する RPN2 を標的とした核酸医薬臨床応用のファーストインマン早期臨床試験事業計画を中央病院とともに開始したことは評価する。

医療の提供について、先進医療として、胸部悪性腫瘍に対するラジオ波焼灼療法をはじめとした、8種類の治療を提供するとともに、センターのみで受けられる高度先駆的な治療として、眼腫瘍科や放射線治療科による眼内腫瘍に対するルテニウム小線源治療をはじめとした、19種類の治療を提供したことは評価する。

患者教室の拡充（22年度5種類→23年度12種類）を図るとともに、がん患者の生活上の不便さ調査を実施し、総合内科を拡充した点は評価できる。

緩和ケアチームの関わった診療件数のうち、がん治療実施中から緩和ケアが開始された割合が中央病院 74.3%、東病院 66.8%と前年度に比べて著しく増加し、早期からの緩和ケアの実施が高い割合で進んでいる。

新たな画期的な連携大学院制度を開始するとともに、「がん診療連携拠点病院、院内がん登録全国集計報告書」の公表や都道府県がん拠点病院連絡協議会におけるがん登録部会を設置した。さらに、全国がん（成人病）センター協議会において、加盟31施設の意見を取りまとめ、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣等に提言書を提出した。

こうしたことを踏まえると、平成23年度の業務実績については、全体としてはセンターの設立目的に沿って適正に業務を実施したものと評価できるものである。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。また、個別評価に関する評価結果については、別紙として添付した。

## 2. 具体的な評価内容

### (1) 研究・開発に関する事項

#### ① 臨床を志向した研究・開発の推進

研究所の人的資源・高額機器の効率的活用を目指した研究支援体制を強化し、革新的な研究・開発を推進する体制を整備し、計画を順調に進めている。

厚生労働省の早期・探索的臨床試験拠点整備事業の全国5拠点の1つとしてPhase I センターが設置され、基礎研究の実用化が進めやすくなったと考えられ、今後の一層の発展が期待される。

その他、臨床研究推進のための中核機能の強化（多施設臨床試験支援センターの設置）への取り組み、産官学連携への積極的な推進も評価する。

臨床試験の診療ガイドラインへの採用件数の大幅な増加（1件→15件）、基礎研究部門と臨床研究部門の共同研究件数が対前年度約15%増、及び国際共同治験実施数が対前年度同約34%増など目標を大きく上回り年度計画を達成したことは高く評価する。

## ② 病院における研究・開発の推進

リサーチ・コンシェルジュの説明による新包括同意の取得に基づくバイオバンクの運用を開始し、基礎研究者と臨床研究者の共同研究を活発化させたことは評価する。

治験・臨床研究を進める上で必要な CRC の常勤化、CRC 教育のためのセミナー開催、PMDA との人事交流などを進め、治験体制を強化したこと等により、治験実施件数が対前年度 22%増、うち国際共同治験実施件数が 34%増するとともに、治験申請から症例登録 (First Patient In) までの期間は 123 日と年度計画を達成しており、今後の着実な進展を期待する。

## ③ 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進

重点的な研究・開発を推進するため、企業との連携においては 77 社、合計 113 件の共同研究を実施し、外来研究員を 27 社から 55 人受け入れていること、大学等とも 26 機関、合計 42 件の共同研究、9 大学の大学院との連携を進めていることは評価できる。

(がんの原因、発生・進展のメカニズムの解明)

最も重要ながんの原因、発生・進展メカニズムの解明のための研究が精力的に行われており、たとえば肝炎ウイルス関連肝がんの特徴的変異パターンを発見したことや、肺腺がん 1,500 例を対象としたゲノム解析で候補遺伝子座を複数同定するなど、着実に成果が出てきており、がんの原因、発生・進展メカニズム解明、高度先駆的医療の開発や有効ながん予防・検診法の開発など、大いに評価できる。

(がんの実態把握)

がん医療の地域間格差の把握・分析のため、院内がん登録約 54 万件の全国データを収集し全国推計値等をまとめた解析用データを整備したことは評価する。

(がんの本態解明に基づく高度先駆的医療の開発等)

急性骨髄性白血病のがん幹細胞の自己複製を制御する新たながん幹細胞制御因子 SCIF を同定した。

がん幹細胞に発現する RPN2 を標的とした核酸医薬臨床応用のファーストインマン早期臨床試験事業計画を中央病院とともに開始した。

企業と共同でマイクロ RNA を対象とした革新的な血中バイオマーカーの探査方法を開発し、事業化に成功した。

(医薬品及び医療機器の開発の推進)

新たな内視鏡診断機器、内視鏡治療機器、早期開発臨床試験の実施による臨床開

発を産官学連携のもとセンター全体で積極的に推進するとともに、製薬会社から未承認薬の提供を受けて、早期開発を共同して行う医師主導治験を1試験開始した。

また、国内未承認医薬品の治験等臨床研究を推進し、早期開発治験（107件、対前年度14%増）、国際共同治験（131件、同17%増）、医師主導治験（6件、同20%増）などを積極的に実施した。

#### （がん医療の質的向上・均てん化のための研究開発の推進）

がん診療連携拠点病院等に対し、画像診断コンサルテーション、病理診断コンサルテーションを実施し、病理コンサルテーション症例の中から公開用の教育的症例を選ぶ作業を開始した。

科学的根拠に基づいた、がん検診ガイドラインの作成方法及び普及について検討し、ガイドラインの作成と定期的な評価・更新に向けた検討を行った。

### （2）医療の提供に関する事項

#### ① 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供

小児・若年成人発症の肉腫（サルコーマ）に対する集学的治療など、ほとんどの診療科においてセンターで特別に受けられる高度先駆的な治療を実施、また、東病院では先進医療として、頭頸部腫瘍、骨軟部腫瘍、前立腺がんなどを適応対象に陽子線治療を実施しており、仮想内視鏡による先駆的健診コースの導入や化学療法の選択に関しバイオマーカーの応用の推進とともに、高度先駆的、先進的な医療を提供したことは評価する。

最先端技術を取り入れた検査法として、CT-colongraphyの新たな検診コースの導入を可能にするなど、高度先駆的ながんの診断・治療など臨床開発を着実に推進した。

国内主要研究施設と連携した医師主導治験及び高度医療評価制度での臨床試験について、高度医療評価制度を利用する臨床試験及び医師主導治験の実施又は実施準備を進めたことは評価する。

大腸癌患者を対象として、治療効果予測のバイオマーカー探索の為の網羅的遺伝子解析を行うプロジェクトを多施設共同試験として開始した。

#### ② 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供

正確でわかりやすい診療情報を提供するため、診療科毎の診療実績をホームページに掲載し、適宜更新・改訂するとともに、患者説明に使用する面談票の記載について医療安全推進担当者による調査を行い、不十分な場合は個別に指導を行うことで解りやすい診療情報を提供したことは評価する。

また、定期的に収集している患者の声を患者サービス向上委員会で検討し、サー

ビス改善を図るとともに、院内掲示によりフィードバックする取り組みを継続して行っている。こうした情報周知については、委員会事務局の監視下で確実に行うよう手順を見直しており、積極的に取り組んでいると言える。

さらに、医療安全管理にかかる報告体制を見直し、インシデント報告を定期的に収集評価し、事例検討・調査結果に基づき関連する部署の業務改善を図るほか、医療安全講習会を開催し職員の医療安全に対する意識の強化を図った。

### ③ その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供

がん患者に対する緩和医療について、緩和ケアチームが関わった症例数が計画を大きく上回り、年度計画の数値目標を達成した。緩和ケアチームの介入開始時期についても、がん治療実施中の患者に緩和ケアを開始した割合が大幅に増加し、がんの早期から緩和ケアを意識した取り組みを実施したことは評価する。

チームカンファレンスに退院調整・支援看護師やNST看護師等他職種を参加させたことは緩和ケアチームのチーム力を強化しケアの質を向上させる取り組みである。

がん患者に併存する諸疾患に対応するため、循環器、腎臓、糖尿病等の代謝、感染症の医師を採用して幅広く対応するようにしたこと、療養生活の質の向上について様々な取り組みを行ったことは評価できる。

### (3) 人材育成に関する事項

がん研究特別研究員制度を創設し、がんの研究に必要な高度先進的知識と技術を持つ若手研究者を研究事業推進の一環として研究に参画させることによって、将来の我が国の当該研究の中核となる人材育成を開始したことは評価する。

センターのレジデント・職員を対象とした新たな連携大学院を2大学との間で平成24年度から開始する協定を締結した。

また、昨年度に引き続き、臨床面での問題点を臨床側が提示し、基礎研究者を含めたディスカッションによりブレークスルーに繋げるリサーチカンファレンスを計6回開始するなど、がん領域の医療及び研究におけるリーダーとして活躍できる人材育成に取り組んでおり、より一層の充実を期待する。

がん診療連携拠点病院等センター外の医療従事者を対象に、がん医療の指導者を育成するための専門的な研修を21種類のプログラム(平成23年度654人参加)で実施し、受講者は平成18年度からの累計で3,080人となり、年度計画を達成している。

### (4) 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項

都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会を開催し、臨床試験ネットワークの推進についての議論など連携強化を図るとともに、がん登録部会の設置、院内がん登録全国集計の公表等の取り組みを行ったことは評価する。

がん診療連携拠点病院等に対し、画像診断コンサルテーション、放射線治療品質管理・安全管理体制確立支援等を実施し、特に病理診断コンサルテーションでは目標を上回る 417 件を実施した。

がんに罹った患者に必要な情報を取り纏めた「患者必携ーがんになったら手に取るガイドー」、「もしも、がんが再発したら」を作成、ホームページで公開し、誰でも何処からでも閲覧・入手ができる取り組みを行うとともに、印刷物（見本版）を全都道府県及びがん診療連携拠点病院等に配布するなど、患者、家族、国民に対してがん関連情報等の発信を行った。

(5) 国への政策提言に関する事項、その他我が国の医療政策の推進等に関する事項

全国のがん診療連携拠点病院の意見をまとめ、がん対策について解決すべき 100 の課題を整理したものをがん対策推進協議会の場で提言することにより、平成 24 年度から開始されるがん対策推進基本計画の策定に貢献したことは評価できる。

東日本大震災に関し、被災地のがん患者受け入れ、放射線被曝についての公開討論会開催、被災がん患者支援ホットライン活動、被災地健康支援連絡協議会事務局活動など積極的に取り組んだことも評価できる。

(6) 効率的な業務運営に関する事項

① 効率的な業務運営体制

副院長複数制を導入し、複数の副院長による役割分担の下に、病院経営を効率的に運用している。

事務部門について、一部のポストの再編成による再配置や工事関係の専門家の配置、診療情報管理及びがん登録に関する事務の強化など、効率的・一体的な執行体制を構築するため見直しなどを行ったことは評価できる。

② 効率化による収支改善、電子化の推進

センターとしての使命を果たすための経営戦略や事業計画を通じ、費用の節減や収入の確保等の経営管理により、平成 23 年度の損益計算において経常収支率 102.6%（経常利益 11.6 億円）と年度計画を達成しており評価する。

預託型 SPD の導入による医療材料の調達価格の削減、6 つのナショナルセンターによる医薬品等の共同入札を実施するなど、業務運営コストを節減する取り組みを行った。

財務会計システムによる業務の効率化を図るため、機能追加などの必要なプログラム改修を行った。また、月次決算による財務状況を把握するとともに経営改善に努め、各種データ分析により経営努力の評価に活用した。

(7) 法令遵守等内部統制の適切な構築

研究費の適正経理を管理するため、適正経理管理室を設置するとともに、不正経理防止計画の策定を進めたこと、監査室においてガバナンス及び法令遵守等の内部統制のため、業務改善等多角的な視点による内部監査を15件実施したことなど、具体的な取り組みがみられたことは評価する。

(8) 予算、収支計画及び資金計画等

寄附受入のためのホームページ、ポスター掲示等での継続的な広報活動、民間企業等からの治験及び共同研究に係る外部資金の受け入れなど外部資金の獲得は評価する。

また、文部科学省科学研究費や厚生労働科学研究費等に対し積極的に申請を行い、国等の競争的研究費を獲得している。

長期借入金について、仕様書の見直しや競争性の確保により当初の予定より借入額を圧縮したことは評価する。

(9) その他業務運営に関する事項

業績評価制度が適正に運用され定着していること、優秀な人材を確保する観点から国、国立大学法人等との人事交流を行っていることなど評価できる。

院内保育所の保育要望についてアンケート調査を実施し、24時間保育など女性の働きやすい環境整備を図った。

障害者雇用に対する取り組みについては、法定雇用率を達成しており、継続的に障害者の雇用促進に努めていることは評価する。

(10) 評価委員会が厳正に評価する事項及び政・独委の評価の視点への対応

① 財務状況について

診療報酬にかかる上位基準の取得等を図るとともに、経費の節減に努め、収支改善を推進したことにより、当期純利益9.2億円を計上した。

② 保有資産の活用状況とその点検

「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点」で示された視点に基づき点検した結果、保有資産で「不要」と認められるケースはない。

(実物資産)

平成24年4月3日「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」(行政改革実行本部決定)で示された対象となる職員宿舎(24年4月1日時点)の宿舎は9棟であり、平成24年中に策定予定の見直し実施計画に基づき着実に実施されるよう当委員会としても、その措置状況を注視していく。

(金融資産)

「いわゆるたまり金の精査」における、運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目した洗い出し状況については、財務担当員によるヒアリングにより、該当がない旨確認をしており、当委員会として今後も注視していく。

### ③ 給与水準の状況と総人件費改革の進捗状況

センターの給与水準について、平成23年度のラスパイレス指数は、研究職 113.3、医師 119.1、看護師 106.1、事務・技術職 100.2 となっており、その原因としては、地域手当の水準が築地キャンパスは 18%、柏キャンパスは 6%（医師は 15%）であること、また、医師の役職手当の支給対象者の割合が 69.8%と国に比べて高いことが主に影響している。

給与水準は、適正化に向けた不断の努力が求められるものであるが、医師については、自治体病院や民間医療機関とはなお開きがあり、医師確保が問題となっている昨今において、他の医療機関と遜色のない給与水準に近づけることは必要な措置であると考えられる。

なお、医療職種のモチベーションが金銭面だけではないことは自明であり、診療環境や研究環境、勤務体制等のもとより魅力ある病院づくりも重要である。

また、総人件費改革の主な取り組みとして、技能職の退職不補充、調整額の廃止、給与カーブの変更などを行い、平成21年度からの削減額は 34 百万円であった。他方、増額は 17.3 億円であった。結果として平成21年度と比して 16.8 億円増となり、行革推進法等による削減率を達成していないものの、がんその他の悪性新生物に関する高度先駆的医療の研究開発・普及・医療提供や、治験・臨床研究を推進する体制強化、医療安全や診療報酬基準への対応によるものであるが、センターの役割を着実に果たしていくためには必要な措置と認められる。

今後とも適正な人件費管理を行い人件費改革に強力に取り組む必要があるが、国内外の関係機関と連携し、研究・開発及び人材育成に関し国際水準の成果を生み出していくためには、研究・医療現場に対する総人件費改革の一律の適用は困難である。

福利厚生費については、国時代に取り組んできたレクリエーション経費の自粛をはじめ、弔電、供花についても厚生労働省に準じた基準とするなど事業運営上不可欠なものに限定し、適切に取り組んでいる。

### ④ 事業費の冗費の点検について

100 万円未満の調達に当たっては、複数業者からの見積りを踏まえ、査定の精度向上を図るとともに、少額事務消耗品についても購入努力による発注金額の削減を行っている。

旅費については決算内容を複数人でチェックするなど、こうした継続的な取り組み

を期待する。

#### ⑤ 契約について

契約については、一般競争入札を原則とする取組みを行っており、契約審査委員会において公正性、妥当性等について審査を経るとともに、契約監視委員会を設置し、平成23年度に締結した契約のうち、競争性のない随意契約や一者応札・一者応募となった契約について個々に点検・見直しを実施しており、今後は、より一層透明性と競争性が確保された厳正かつ適切な契約の実施に期待する。

(公益法人等への会費等への支出について)

平成23年度においては、18件の該当があり、次年度以降においては、平成24年3月23日「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」(行政改革実行本部決定)の方針に従い、独立行政法人の業務の遂行のために真に必要なものを除き、公益法人等への会費の支出を行うことがないよう当委員会としても、その措置状況を注視していく。

#### ⑥ 内部統制について

センター設立時に業務運営体制としての重要事項を審議する理事会を設けるとともに役員会、幹部会議等において、理事長が理念や方針を役職員に示しており、全職員に周知されている。また、職員とのヒアリングや意見交換の実施などにより職員からの意見を積極的に取り入れる環境を整備し、前述の会議等においてもセンターとして取り組むべき事項は取り入れるなどセンターの活性化を図っている。逆に、ミッション達成を阻害すると思われる要因や問題点、今後の課題等についても把握するとともに、それらについては十分な分析・検討により、その対応について役職員に対する的確に指示をするなど、適切な統制環境の確保に向けて取り組んでいると認められる。

また、監事による監査のほか、監査室による内部監査やコンプライアンス室、理事長特任補佐による理事長補佐体制と合わせ、内部統制の充実に取り組んだことは、ミッションや中期計画を達成する上でその妥当性やリスクを把握・分析する重要な取り組みであったと言える。

加えて、監事は、業務評価制度の実施状況報告を受け、必要に応じて調査を行うことにより、職員が全体目標・部門目標を共有し自ら設定した目標の達成に努めているか、職員間のコミュニケーションが十分図られているかについても確認を行っている。

さらに、センターの実績は年度計画を大幅に上回っており、これは年度計画や業績測定のための尺度が妥当であったことによるものと認める。今後においても、役職員に対する内部統制の周知徹底を図るとともに、監査法人監査及び内部監査の実

効を高めることを期待する。

⑦ 事務事業の見直しについて

工事関係の専門家（技術系職員）の活用による施設整備機能の強化を目的とし、財務経理部に施設課を設置した。

医師等の事務作業（診断書の作成）の補助を行うため医療支援室を設置し、診療情報の管理及び院内がん登録に関する事務を強化するため、中央病院と東病院にそれぞれ診療情報管理室を設置した。

また、事務職員を対象としたSD（スタッフデベロップメント）研修を開催し、企画立案能力の開発や企業会計等について職員のスキルアップを図った。

⑧ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事監査の実施状況及び業務運営上の検討点について説明を受け、評価を行った。

⑨ 国民からの意見募集について

当委員会では、評価の実施に当たり、平成24年7月17日から31日までの間、センターの業務報告書等に対する国民からの意見の募集を行い、その寄せられた意見を参考にしながら評価を行った。